

東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区（虎ノ門一・二丁目地区）	約2.4ha A-1 街区 約1.4ha	—	149/10	—	8/10 (注3)	—	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等については、この限りでない。 (1) 歩行者の回遊性、安全性及び利便性を高めるために設ける人工地盤、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物、換気等の用に供する建築物及び他の公益上必要な建築物については、この限りでない。	1 中水道施設の用に供する部分は、200m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く（注1）。 2 ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション及び特定ガス発生装置の用に供する部分は100m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く（注1）。 3 地域冷暖房施設の用に供する部分は、11,400m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く（注1）。 4 コージェネレーション設備の用に
		A-2 街区 約0.4ha	199/10 (注1、注2) ただし、6/10以上をビジネス発信拠点施設及びこれに付随する施設の用途とし、10/10以上を宿泊施設及びこれに付随する施設の用途とする。	40/10 ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物、換気等の用に供する建築物及び他の公益上必要な建築物については、この限りでない。		5,000 m ² ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物、換気等の用に供する建築物及び他の公益上必要な建築物については、この限りでない。	高層部：265m 中層部A：100m 低層部A：50m ※高さの基準点はTP+7.5mとする。		
			30/10 (注1、注2) ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物、換気等の用に供する建築物及び他の公益上必要な建築物については、この限りでない。	10/10 ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物、換気等の用に供する建築物及び他の公益上必要な建築物については、この限りでない。		1,000 m ² ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物、換気等の用に供する建築物及び他の公益上必要な建築物については、この限りでない。	低層部B：30m ※高さの基準点はTP+6.0mとする。		

A-3 街区 約 0.3ha	40/10 (注1、注2)	10/10 ただし、歩行者 の快適性及 び安全性を高 めるために設 ける建築物、 換気等の用に 供する建築物 及びその他の 公益上必要な 建築物につい ては、この限 りでない。	500 m ² ただし、歩行 者快適性及 び安全性を高 めるために設 ける建築物、 換気等の用に 供する建築物 及びその他の 公益上必要な 建築物につい ては、この限 りでない。	中層部B : 70m ※高さの基準 点は TP+7.5m とする。	(3) 地下鉄駅出入口 施設、サイクルポ ート等の公益上 必要な建築物そ の他これらに類 するもの (4) 給排気施設の部 分 (5) 建築物の出入口 の上部に位置す るひさしの部分	供する部分は、 900 m ² を上限と して、容積率の算定 の基礎となる延 べ面積から除く (注 1)。 5 駅等から道路等の 公共空地に至る動 線上無理のない経 路上にある通路等 の用に供する部分 は、3,100 m ² を上 限として容積率の 算定の基礎となる 延べ面積から除く (注 2)。 6 建築基準法第 53 条第 5 項第一号に 該当する建築物に あっては、2/10 を 加えた数値とする (注 3)。 7 別添図のとおり広 場（デッキレベ ル）整備、歩行者 通路（デッキレベ ル）整備、歩行者 通路（地下レベ ル）整備、公園表 層整備等、道路表 層整備等を行う。
	A-4 街区 約 0.1ha	—	—	—	—	

B街区 約 0.2ha	130/10 (注1、注2) ただし、5/10 以上を情報・ 交流拠点施設 及びこれに付 随する施設の 用途とする。	40/10 ただし、歩行 者の快適性及 び安全性を高 めるために設 ける建築物、 換気等の用に 供する建築物 及びその他の 公益上必要な 建築物につい ては、この限 りでない。	1,000 m ² ただし、歩行 者の快適性及 び安全性を高 めるために設 ける建築物、 換気等の用に 供する建築物 及びその他の 公益上必要な 建築物につい ては、この限 りでない。	中層部C : 100m ※高さの基準 点は TP+6.0m とする。	<p>1 中水道施設の用に 供する部分は、100 m²を上限として、 容積率の算定の基 礎となる延べ面積 から除く（注1）。</p> <p>2 駅等から道路等の 公共空地に至る動 線上無理のない経 路上にある通路等 の用に供する部分 は、600 m²を上限 として容積率の算 定の基礎となる延 べ面積から除く (注2)。</p> <p>3 建築基準法第 53 条第 5 項第一号に 該当する建築物に あっては、2/10 を 加えた数値とする (注3)。</p> <p>4 別添図のとおり歩 行者通路（地下レ ベル）整備、道路 表層整備等を行 う。</p>
----------------	---	--	---	---	---

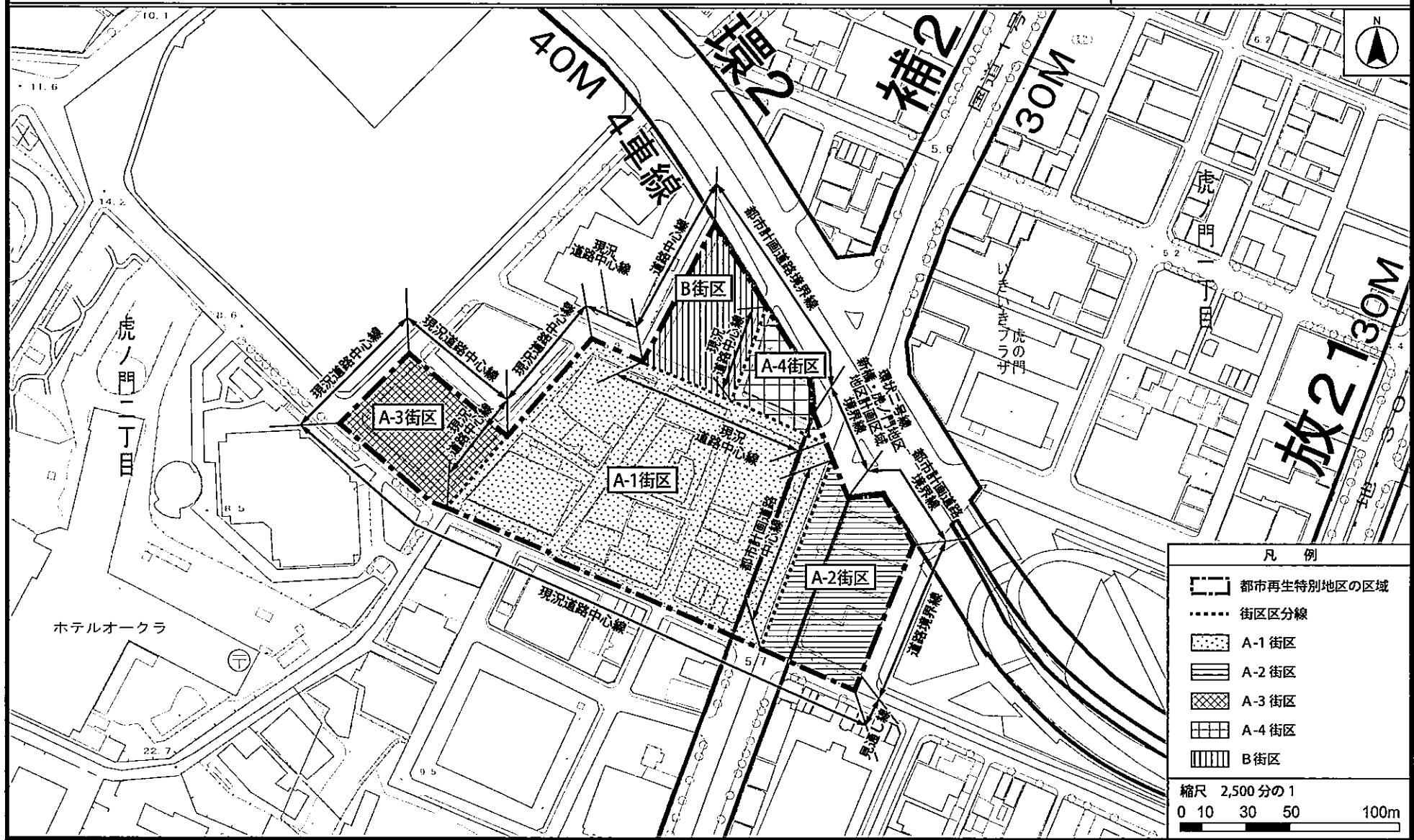
その他の既決定の地区	面 積	位 置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町15地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内

都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
小 計	約 96.9 ha	
今回変更する地区	面 積	位 置
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)※本件	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
合 計	約107.9 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

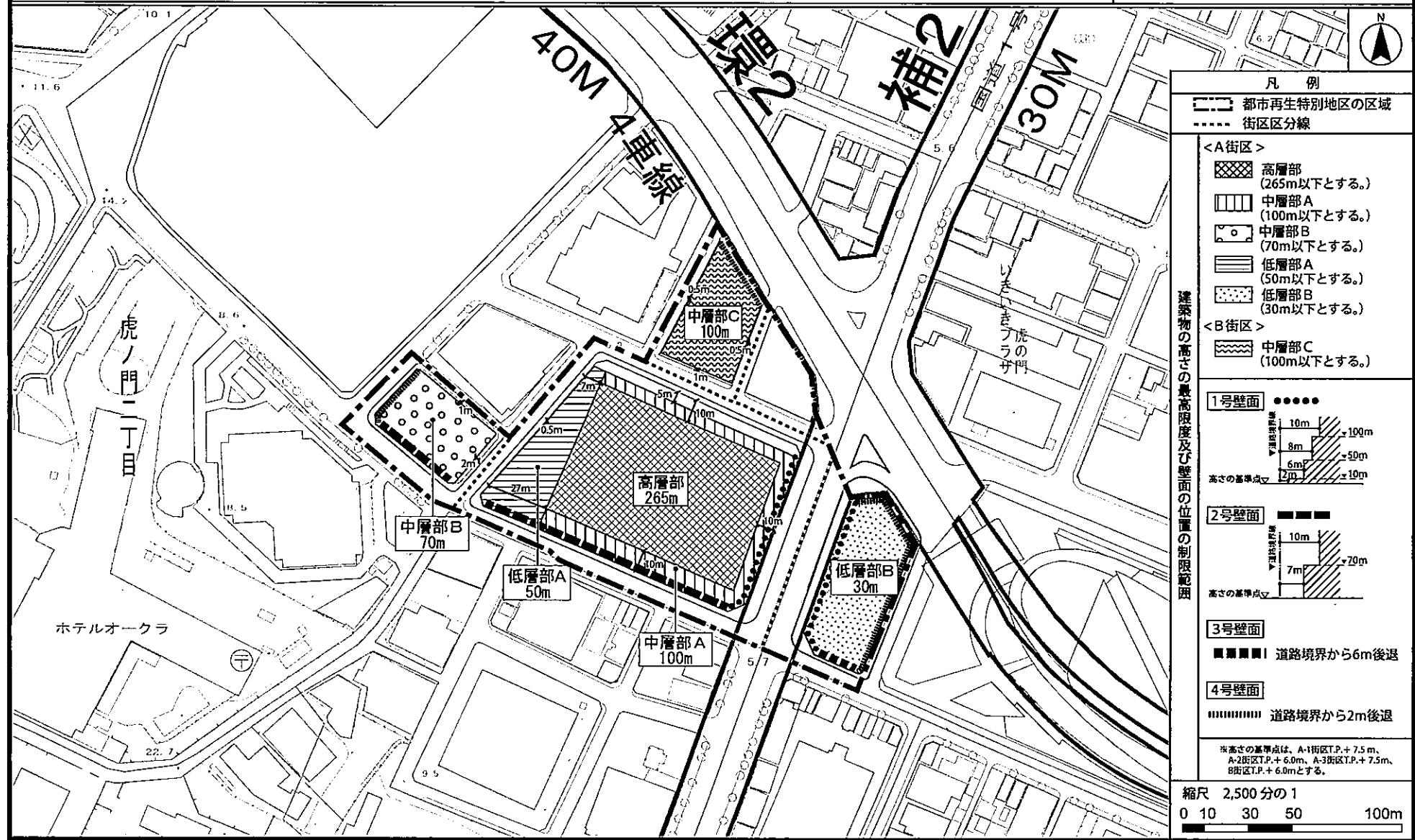
理 由 : 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区 虎ノ門一・二丁目地区 計画図 1



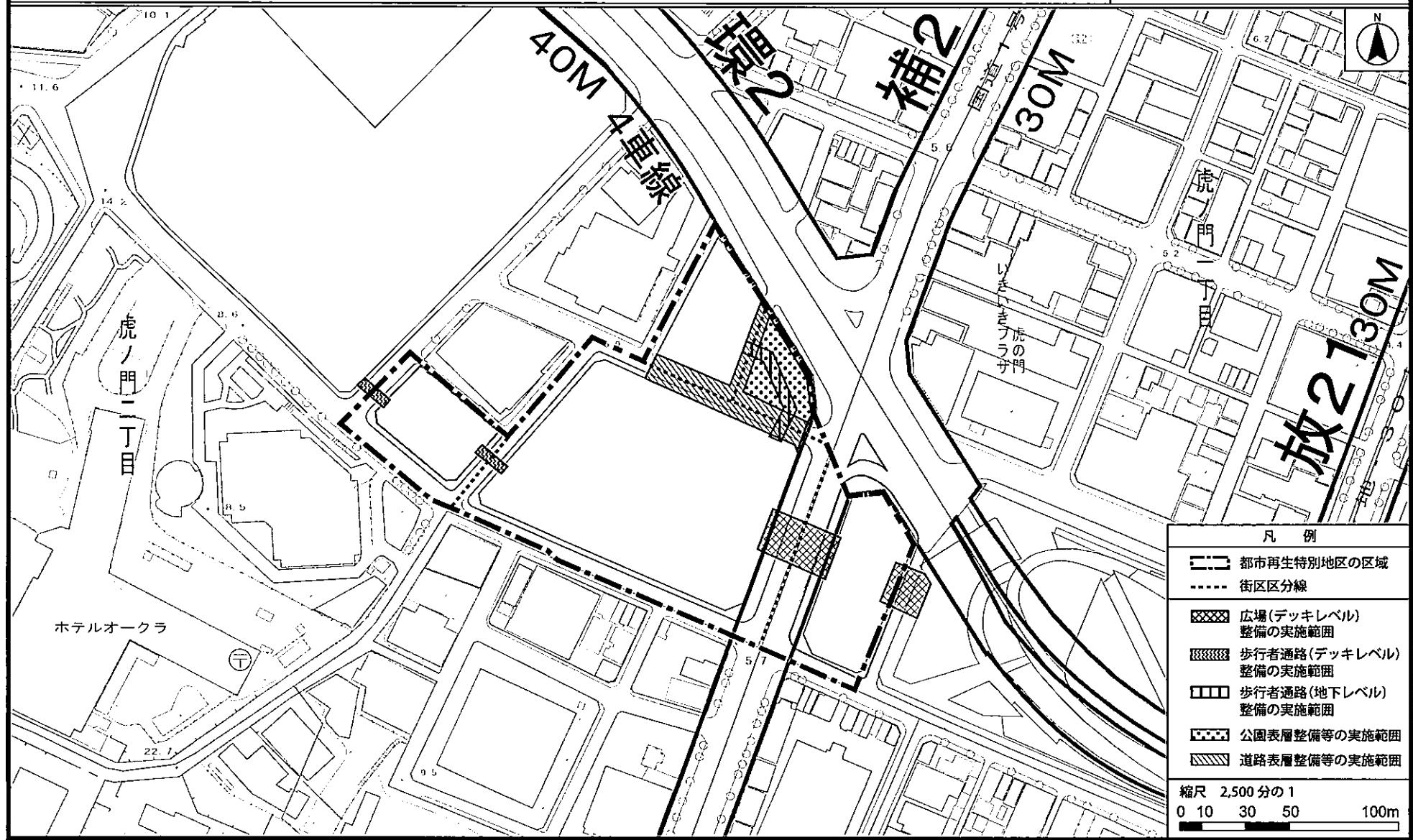
この地図は、国土地理院長の承認（平24 地公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（28都市基交第838号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）28都市基交都第310号、平成29年3月8日

東京都市計画都市再生特別地区
虎ノ門一・二丁目地区 計画図2



この地図は、国土地理院の承認(平24国公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基交第838号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街第310号、平成29年3月8日

東京都市計画都市再生特別地区
虎ノ門一・二丁目地区 別添図



この地図は、国土地理院長の承認(平24閏公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基交第838号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街第310号、平成29年3月8日